



始良市公告第 44 号

始良市エネルギービジョン（木質バイオマス編）策定支援業務について、公募型プロポーザル方式による手続を開始するので公告する。

令和元年 8 月 16 日

始良市長 湯元 敏浩



1 業務の概要

(1) 業務名

始良市エネルギービジョン（木質バイオマス編）策定支援業務

(2) 業務概要

本市は、地域資源を活用したエネルギーの地産地消システムの構築により、地域内での経済循環やエネルギー構造の高度化による地域活性化や新たな雇用の創出を目指している。そのためには、本市の再生可能エネルギーの利用可能量や需給状況等を把握し、地域振興に資するプロジェクトを示すとともに、産官民が目的意識を共有する「始良市エネルギービジョン」が必要である。そこで、第一段階として、市域に豊富でありながら利用率の低い木質バイオマス資源に着目し、利活用可能量及びエネルギー需要量の具体把握を行うとともに、調査結果を基にしたエネルギービジョン（木質バイオマス編）を策定し、現実的な実施目標を盛り込みながら市民や事業者への普及啓発を図ることを目的とする。

なお、本業務は、経済産業省「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金」に基づき実施する事業である。

(3) 業務内容

別紙「始良市エネルギービジョン（木質バイオマス編）策定支援業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和 2 年 2 月 29 日まで

(5) 上限額

9,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下に示す全ての条件を満たすものとし、必要に応じて本市より証明書等の確認資料の提出を求めることがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申し立てがなされていない者（更正手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者（再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (4) 始良市暴力団排除条例（平成 24 年始良市条例第 33 号）に規定する暴力団または暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与するなどの当該条例に違反する行為がないこと。
- (5) 鹿児島県内に本店・支店、又は営業所等を有していること。
- (6) 地方自治体において、過去 10 年以内にエネルギー政策推進に関するビジョン策定に関係する業務を受注した実績（履行中のものを含む。）を有していること。

3 事務局

〒899-5492 鹿児島県始良市宮島町 25 番地
 始良市役所 企画部 企画政策課 企画調整係
 TEL 0995-66-3107（直通） FAX 0995-65-7112
 E-mail kikaku@city.aira.lg.jp

4 プロポーザル実施スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
公告	令和元年 8 月 16 日
参加表明書の提出期間	令和元年 8 月 16 日～令和元年 8 月 27 日
質問書の受付期間	令和元年 8 月 16 日～令和元年 8 月 23 日
質問回答日	令和元年 8 月 26 日
企画提案書等の提出期限	令和元年 9 月 2 日正午
第 1 次審査	令和元年 9 月 2 日～令和元年 9 月 4 日
第 1 次審査の結果通知	令和元年 9 月 5 日
第 2 次審査(プレゼンテーション)	令和元年 9 月 9 日（予定）
特定結果の通知	令和元年 9 月 10 日（予定）
契約の締結	令和元年 9 月中旬

※ その他詳細は、「始良市エネルギービジョン（木質バイオマス編）策定支援業務公募型プロポーザル実施要領」を参照のこと。